

Insurance alert

IASB/FASB Board Meeting – Insurance Contracts PwC Summary of Meetings: 21 July 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化すること
がしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の ACTION ALERT および IASB の OBSERVER NOTE において公表さ
れる決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性があ
る。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

要約

IASB および FASB は、2011 年7月 21 日に合同の審議会を開催し、スタッフが米国の保険業アナリストと実施したア
ウトリーチ活動の結果を議論した。これに加えて、両審議会は短期契約に関する修正もしくは単純化したアプローチ(新
しい用語では保険料配分アプローチ)について審議し、これがビルディング・ブロック・モデルの近似なのか、もしくは全く
異なるモデルなのか議論を行った。議論は、保険料配分アプローチの適用対象契約の要件に集中した。決定はなされ
なかった。保険料配分アプローチの詳細な方法論に関する疑問、例えば、任意適用とすべきか強制適用とすべきか、金
額は割引くべきか、また、どのように開示すべきかについては、今回の審議会において議論されなかった。アンバンドリ
ングの論点は、アジェンダ・ペーパーには含まれたが、今回の審議会では議論されなかった。

米国投資家とのアウトリーチ活動

スタッフは、最近のアウトリーチ活動において、米国の保険業アナリストにより提起された主な論点を要約した。保険者
(特に損害保険契約)のための USGAAP は「壊れている」わけではないため、変更の必要性にはそれ相応の理由が必要
であると感じているユーザーがいた。これに加え、新しい基準への移行によりトレンドを分析するための USGAAP に基
づく大量のヒストリカルデータが失われることに対し懸念を示していた。しかし、その他のユーザーは、共通の会計基準に
は利点もあるとの見解を述べた。

その他の懸念事項として、提案された会計モデルが監督上の必要性に注力しすぎている点や、損益におけるボラティ
リティの増加および保険契約に関して異なる損益計算書の表示形式が適用されることにより、投資家の保険セクターへ
の投資意欲を削ぐことになるのではないかという点が挙げられた。多くの米国のセルサイド・アナリストは、アンロックが多
用され過ぎていると考え、現在価値測定よりも原価を好むとしているが、バイサイド・アナリストは、現在価値測定を好むよ
うである。損害保険契約の負債に割引要素を加味することは、あまりに主観的ではないかとコメントするアナリストもいた
が、測定モデルにおいて時間価値は不可欠な構成要素であるとするアナリストもいた。

IASB の審議会メンバーの 1 名は、アウトリーチ活動において専門家である保険業アナリストに注力するのではなく、
一般的な投資家を参加させるべきことを推奨した。他の IASB のメンバーは、合意点を見出すために米国および欧州の
投資家を一堂に集めることをスタッフに提案した。これに加え、IASB の審議会メンバーの 1 名は、US と IFRS のコミュニ
ティとでは開始地点が異なると強調した。彼は、IFRS のコミュニティにとって保険契約の会計基準を開発することは非常
に重要であるが、USGAAP が US において機能すると現在考えられているならば、収斂の必要性はあるのか疑問に思う
と述べた。他の IASB のメンバーの 1 名は同意し、そして多くの発展途上国における保険業はまだまだ成長中であり、保
険契約の会計基準を必要としていると述べた。IASB のメンバーの数名およびスタッフは、提案されたモデルが監督目的
に注力しているとする数名のアナリストの見解に異議を唱えた。

スタッフは、US の投資専門家に対するアウトリーチ活動は、アウトリーチ活動の計画における序盤であったことを説明
し、今後は世界の他の地域のアナリストとも話しを始め、また、保険業を専門としないアナリストも対象として含めるよう努
力すると述べた。

保険料配分アプローチ(短期契約に関する簡便法)

スタッフは、最新のスタッフ・ペーパーの用語は、アプローチの構成要素を明確にするために IASB の公開草案(以下
「ED」とする)および FASB のディスカッション・ペーパー(以下「DP」とする)から変更されたと述べた。修正もしくは単純
化したアプローチはこれより「保険料配分アプローチ」とされ、保険金発生前負債は「残存カバレッジ負債」、そして保険
金負債は「発生保険金負債」とされる。

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。従いまして、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

スタッフは、保険料配分アプローチに関するスタッフの異なる二つの見解を説明した。スタッフは、保険料配分アプローチは **ED** および **DP** の回答者から概して歓迎されているが、多くの解説者は、過度に技術的であると批判していることを説明した。これに加え、保険料配分アプローチが任意適用ではなく、強制適用である点に批判が集まっている。

IASB のスタッフは、保険料配分アプローチは、ビルディング・ブロック・モデルを単純化した近似であると考えられるべきであると提案した(1モデル・アプローチ)。彼らは、保険料配分アプローチがビルディング・ブロック・モデルの合理的な近似となる場合、その契約は保険料配分アプローチの適格性を有すると説明した。さらに、この条件は、カバレッジ期間がおよそ一年およびそれ以下の場合であり、かつ、契約が(組込デリバティブのアンバンドリングの後に)キャッシュ・フローの変動性に著しい影響を与える組込オプションやデリバティブを含んでいない契約であれば、更なる分析なしに、この条件を満たしているとみなされる。このアプローチは、任意適用であり強制適用ではない。**ED** 作成時からの審議会の見解の変更として、契約が一年よりも数カ月長い場合や、大部分が一年の契約のポートフォリオにおいて幾つかより長い期間の契約が存在する場合においても、「およそ一年」の定義を満たすことを明確に示すために、「およそ一年」に対する過度に限定的な解釈を避けるためのガイダンスを追加するとした。

FASB のスタッフは、損害保険契約は経済的には生命保険契約と異なるため、保険料配分アプローチはビルディング・ブロックとは区別されたモデルと考えるべきであると提案した(2モデル・アプローチ)。保険契約者への補償が特定の金額ではなく発生した損失に基づくもので、保険料領収から損失発生までの期間が短く、かつ、保険料設定において将来の更新期間に関するリスクを排除している場合、その契約は保険料配分アプローチの適用対象とすべきである。**FASB** のスタッフは、特に米国の保険者にとっての1モデル・アプローチの主要課題として、保険料配分アプローチがビルディング・ブロック・モデルの近似であることを証明する必要があることを指摘した。これは、ビルディング・ブロック・モデルと保険料配分モデルの双方に基づく計算を行うことを企業に求めることになる。

IASB のメンバーの1名は、どの契約が二つのアプローチの異なる適用要件に合致するのか説明するようスタッフに求めた。スタッフは、どちらの適用要件を採用するかに関係なく、かなり高い割合(90%とする)の契約が同様に保険料配分アプローチの適格性を有すると回答した。

議長は、適格性を有する契約が高い割合で重複している際の、1モデルおよび2モデルに関する異なるスタッフの見解の背景にある論理的根拠を尋ねた。

FASB のメンバーの1名は、主な論点は1モデルか2モデルかではなく、保険料配分アプローチの適格性にある点に同意した。彼は、ビルディング・ブロックの近似であることを証明する必要性に対する **FASB** のスタッフの懸念を支持しているが、保険金負債の割引および再保険のような保険会計の他の側面に関して二つの異なるモデルが与える影響に対して不安を感じていた。

審議の結果、両審議会の多くのメンバーは適用要件の目的について、また、以下の事項を識別すべきかに関して困惑していた。

- 経済的に異なる、もしくは引受結果の重要性が異なると考えられる契約の分類(つまり生命保険契約か損害保険契約か)
- ファイナンスの程度による契約の分類(つまり短期契約と長期契約) もしくは
- キャッシュ・フローの変動性の程度による契約の分類

両審議会のメンバーは、生命保険契約と損害保険契約の基礎となる経済性について重要な差異が存在し、そして、それ故、1モデルとするか2モデルとすべきかについて多様な見解を示した。投票は実施されなかったが、**FASB** のメンバーの多くは2モデルを支持する意見を述べたが、**IASB** のメンバーの多数は1モデルを好む意見を述べた。

IASB のメンバーの1名は、保険料配分アプローチは、そもそも(異なる測定モデルではなくむしろ)異なる表示モデルであり、そして生命保険業と損害保険業では投資リターンの重要性について重大な差異が存在するという見解に強く反対する意見を述べた。損害保険業においても引受利益と同様に投資リターンも考慮されていることの証拠として、彼女は、損害保険会社はしばしばアナリストに対し、損害率が100%を超過しているが、回収された保険料に対する固有の利益が不足分を補うため収益性はあると説明していると述べた。

IASB のメンバーの1名は、荷物の紛失など所有物に対する保険金請求に関しては異なる金額を支払うが、特定の怪我や死亡に対しては一定額を支払うという年間の旅行保険契約は、2モデル・アプローチの要件の適用外であるのか、そしてそれ故、ビルディング・ブロック・アプローチを適用するのか、もしくは、二つの構成要素に区分して会計処理を行うのか尋ねた。**FASB** のスタッフは、契約を区分することは意図していないと回答した。

FASB のメンバーの 1 名は、保険料配分アプローチは二つの個別の負債(一つは関連する収益をともなう履行義務であり、もう一つは費用として取り扱われる保険金負債)をもたらすが、ビルディング・ブロック・アプローチは一つの保険負債と損益計算書における純額でのマージンをもたらすため、どのように保険料配分アプローチがビルディング・ブロック・アプローチの近似と見なされるのか尋ねた。彼の見解においては、この点がこの二つのモデルにおける基本的な差異を表している。

IASB のメンバーの 1 名は、初期の適用要件としては(組込デリバティブを含んでいない契約に関して)カバレッジ期間は一年までとするのが好ましいと述べた。ビルディング・ブロック・モデルの近似に関する証明は、これらの契約に関しては要求しないが、もし合理的なみなし計算であることを証明できれば、保険者は保険料配分アプローチをより長期の契約に関しても適用できる。IASB のスタッフはこれが彼らの意図するところであると述べた。

異なる見解が述べられたが、両審議会の数名は、保険料配分アプローチの適格性を満たす契約の90%が重複しているという事実を考慮すれば、収束した適用要件の設定に議論を集中すべきであると繰り返し主張した。

FASB の議長は、保険料配分モデル自体に関する疑問点、例えば、任意適用とすべきか強制適用とすべきか、および、金額は割引かれるべきかについては、今後の審議会において議論すると審議会のメンバーに念を押しした。

決定は行われなかった。スタッフは、二つの適用要件が異なる結果をもたらす契約の種類を特定し、その分析を両審議会に提出するよう求められた。

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座 8 丁目 21 番 1 号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaaratapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.